

ニコチン依存症管理料に係る報告書

保険医療機関コード：

保険医療機関名：

本管理料を算定した患者数 (期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	①	名
①のうち、当該期間後の7月末日(令和7年7月31日)までに 12週間にわたる計5回の禁煙治療を終了した者	②	名
②のうち、禁煙に成功した者	③	名
5回の指導を最後まで行わずに治療を中止した者(①－②) のうち、中止時に禁煙していた者	④	名
ニコチン依存症管理料1のイに掲げる初回の治療の算定回数 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間)	⑤	回
ニコチン依存症管理料2の算定回数 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間)	⑥	回
ニコチン依存症管理料1の一年間の延べ算定回数 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間におけ る初回から5回目までの治療を含む)	⑦	回
ニコチン依存症管理料2を算定した患者の延べ指導回数 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの一年間)	⑧	回
①のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者	⑨	名
②のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者	⑩	名
③のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者	⑪	名

・喫煙を止めたものの割合＝(③＋④)／①

%

・治療の平均継続回数＝(⑦＋⑧)／(⑤＋⑥)

回

様式8の2

〔記載上の注意〕

- 1 「本管理料を算定した患者数」欄は、ニコチン依存症管理料1の初回点数及びニコチン依存症管理料2を算定した患者数の合計を計上すること。
- 2 「②のうち、禁煙に成功した者」欄は、12週間にわたる計5回の禁煙治療の終了時点で、4週間以上の禁煙に成功している者を計上すること。
なお、禁煙の成功を判断する際には、呼気一酸化炭素濃度測定器を用いて喫煙の有無を確認すること。
- 3 昨年度にニコチン依存症管理料の算定を開始した場合、又は既に実績を届け出ており昨年度実績により令和7年7月1日以降に算定する点数が変更となる場合は、当該報告とは別に届出を行うこと。